

令和7年3月 河北町農業委員会総会（第3回）

令和7年3月25日（火曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番 岡崎 学 委員	2 番 布川 峯夫 委員	3 番 押野 利浩 委員
4 番 関 紀子 委員	5 番 奥山 ちか子 委員	6 番 木嶋 啓治 委員
7 番 堀 和彦 委員	8 番 安部 敏明 委員	9 番 高橋 清 委員
10 番 逸見 三和子 委員	11 番 奥山 喜幸 委員	12 番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年3月25日（火曜日）午後2時4分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 11番 奥山 喜幸 委員 1番 岡崎 学 委員

日程第2 議案の審議

報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第8号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤事務局長）

お疲れ様です。それでは、只今から令和7年3月河北町農業委員会総会を開会いたします。
始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

ご苦労様です。ニュース等で米のことだいぶ騒がれております。まず転作の方で備蓄米がどうなるか見通しが立たなくて、だいぶ加工米の方とも補償の中で対応したいという農家の方がいらっしゃるようです。また、ミニマムアクセス米いわゆる今まで煎餅とかエサのほうにまわっていた主食の方にまわすようなニュースも出ておりました。こういった点からくず米屋さんとかそういう業界の方々がかなり騒ぎ始めたということで、ますます今年の秋米価の予想がつかないような状況となっております。いろいろと皆さんも農家の方とお話をされることがあると思いますので是非ニュース等耳に入れておいて答えられるようにできるだけしておいていただきたいなと思っております。また協議会の中で新しい12月からの農業委員、推進員の選考のスケジュールが事務局の方から発表になると思います。まず残っている方々は手を挙げていただいて新しい農業委員会の運営の方、中間管理事業の調整会議も待っておりますので是非そういった点で町の農業委員会のほうにご協力くださる方は是非よろしくお願ひしたいと思ひます。今日は基盤強化法の最後の協議項目が出ておりますので是非皆さんのほうからご意見を賜りながら決めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。ご苦労様でござい

ます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。日程第1議事録署名委員の指名を行います。
11番 奥山 喜幸 委員 1番 岡崎 学 委員お願いいたします。

それでは次に入ります。日程第2議案の審議に入ります。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号14番 所在地 西里字両所●●、田、ほか9筆、合計12,224㎡です。
所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。
取得後については、田は、●●さんに耕作をお願いし、畑は、自作することです。

次に、申請番号15番 所在地 谷地字月山堂●●、田、ほか1筆、合計2,565㎡です。
所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、●●に耕作をお願いすることです。

次に、資料の2ページ、申請番号16番 所在地 大字溝延字扇田●●、田、ほか2筆で合計4,844㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、●●さんと●●さんに耕作をお願いすることです。

次に、申請番号17番 所在地 大字吉田字原ノ内●●、田、ほか6筆で合計7,470㎡筆です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は、●●さんに耕作をお願いし、畑は自作することです。

次に、資料の3ページ、申請番号18番 所在地 大字吉田字花ノ木●●、畑、ほか12筆で合計5,351㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は、●●さんに耕作をお願いし、畑は自作することです。

次に、申請番号19番 所在地 大字溝延字柏川尻●●、畑、ほか7筆、合計8,091㎡です。
所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は、●●さんに耕作をお願いし、畑は自作することです。

以上6件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、今報告がありました。何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に進みます。報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の4ページ、報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号23番、所在地 西里字次部橋●●、田、ほか2筆、合計8,352㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法3条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためとのこと。

次に申請番号 24 番、所在地 大字溝延字小堤●●、畑、750 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、自作するためとのことです。

次に、申請番号 25 番、所在地 大字溝延字千苅●●、田、869 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、資料の 5 ページ、申請番号 26 番及び 27 番、所在地 字畑中●●、田、ほか 1 筆、合計 4,239 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためとのことです。

次に、申請番号 28 番及び 29 番、所在地 大字溝延字黒木渕●●、田、1,523 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためとのことです。

次に、資料の 6 ページ、申請番号 30 番及び 31 番、所在地 大字溝延字吉原●●、ほか 2 筆、合計 6,600 m²です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためとのことです。

次に、申請番号 32 番及び 33 番、所在地 大字岩木字原ノ内●●、畑、462 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためとのことです。

次に、申請番号 34 番、所在地 大字吉田字馬場●●、田、1,753 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、資料の 7 ページ、申請番号 35 番及び 36 番、所在地 大字溝延字不動木●●、畑、1,766 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 37 番、所在地 谷地字月山堂●●、田、948 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 38 番、所在地 谷地字東●●、田、1,998 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 39 番、所在地 谷地字東●●、田、941 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、資料の 8 ページ、申請番号 40 番、所在地 大字溝延字不動木●●、田、2,374 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 41 番及び 42 番、所在地 谷地字月山堂●●、田、ほか 1 筆、合計 4,584 m²です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 43 番及び 44 番、所在地 西里字根際●●、田、1,207 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、資料の 9 ページ、申請番号 45 番及び 46 番、所在地 西里字根際●●、田、551 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 47 番及び 48 番、所在地 谷地字砂田●●、田、2,967 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 49 番及び 50 番、所在地 谷地字東●●、田、ほか 1 筆、合計 3,740 m²です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、資料の 10 ページ、申請番号 51 番及び 52 番、所在地 谷地字砂田●●、田、ほか 1 筆、合計 5,360 m²です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 53 番及び 54 番、所在地 谷地字月山堂●●、田、1,892 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、資料の 11 ページ、申請番号 55 番及び 56 番、所在地 大字溝延字馬場●●、田、2,969 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためとのことです。

以上 34 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、今事務局の方から報告ございました。何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

それではこのように進めたいと思います。それでは次に進みたいと思います。議第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、資料の 12 ページ、議第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 13 番、使用貸借権の設定です。所在地 大字田井字中宿●●、畑、2,800 m²のうち 990 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、今田奈緒子さんですが、新規就農者で経営面積を拡大する必要があるためとのことです。

申請番号 14 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字東●●、田、ほか 1 筆、988 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためとのことです。

次に、申請番号 15 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字山王ロ●●、畑、1,171 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、●●さんですが、

新規就農者で経営面積を拡大するためとのことです。

次に、資料の 13 ページ、申請番号 16 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字田井字滝沢●●、畑、1,150 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、受け手の要望ということで、経営拡大のためとのことです。

次に、申請番号 17 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字田井字滝沢●●、畑、2,090 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、受け手の要望ということで、経営拡大のためとのことです。

次に、申請番号 18 番、賃貸借権の設定です。大字田井字狐原●●、畑、ほか 2 筆、合計 3,067 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上 6 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。13 番から順次をお願いします。

○ 関委員

13 番ですけれども、今はさくらんぼの畑になっているんですけど、新規就農の●●さんがいちごをするそうで、頑張っている方なので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

14 番お願いいたします。

○ 奥山委員

14 番ですが、磐田電工の敷地の西側で行き止まりの道路に付いている田んぼです。小さい作業小屋もあります。もう 1 筆は住宅地の隣で自家消費のような畑になっているところです。問題はないと思います。

○ 議長（会長）

はい、15 番お願いいたします。

○ 布川委員

15 番は山王の住宅地を過ぎたところにありまして、昨年から受け人の●●さんが耕作しておりますので問題ありません。

○ 議長（会長）

16、17、18 番お願いいたします。

○ 関委員

16、17 番は、田井の川向えの畑でさくらんぼ畑になっていてきれいに手入れされているので問題ないと思います。

18 番、今は桃畑になっているんですけども、木が古いので改植するようです。問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はいご苦労様でした。何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(なし)

なければこのように許可したいと思います。次に進みます。議第 8 号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 14 ページをお開きください。議第 8 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料 15 ページの総括表をご覧ください。

賃借権の設定が 187 件、うち再設定が 61 件、使用貸借権の設定が 4 件、所有権移転が 9 件うち利用権が設定されていた件数が 5 件、合計 200 件です。

それでは、資料の 16 ページ、所有権移転になります。

申請番号 438 番、所在地 谷地字十二堂●●、田、ほか 1 筆、合計 3,022 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 115,817 円、総額 350,000 円です。

次に、申請番号 439 番、所在地 西里字次部橋●●、田、ほか 3 筆、合計 8,775 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 113,960 円、総額 1,000,000 円です。

次に、資料の 17 ページ、申請番号 440 番、所在地 谷地字十二堂●●、田、ほか 2 筆、合計 3,445 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 29,027 円、総額 100,000 円です。

次に、申請番号 441 番、所在地 谷地字十二堂●●、田、ほか 2 筆、合計 7,280 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 288,461 円、総額 2,100,000 円です。

次に、申請番号 442 番、所在地 大字溝延字馬場●●、田、2,969 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 336,813 円、総額 1,000,000 円です。

次に、資料の 18 ページ、申請番号 443 番、所在地 大字岩木字原ノ内●●、畑、462 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 100,000 円、総額 46,200 円です。

次に、申請番号 444 番、所在地 字畑中●●、田、ほか 1 筆、合計 4,233 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 471,809 円、総額 2,000,000 円です。

次に、申請番号 445 番、所在地 大字溝延字吉原●●、田、ほか 2 筆、合計 6,600 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 272,727 円、総額 1,800,000 円です。

次に申請番号 446 番、所在地 大字溝延字黒木渕●●、田、1,523 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 229,809 円、総額 350,000 円です。

次に、資料の 19 ページ、賃借権の設定になります。申請番号 447 番から資料 21 ページの 455 番までの賃貸借につきましては、一覧のと通りの契約内容となっており、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものですので、それぞれの説明は省略させていただきます。

次に、資料の 22 ページ、申請番号 456 番から資料 66 ページの 627 番までにつきましては、中間管理事業による賃借権の設定で、いずれも地区の調整会議で協議されたものですので、それぞれの説明は省略させていただきます。

以上 200 件です。よろしくお願いいたします。

- 議長（会長）
何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。
- 布川委員
440 番、谷地字十二堂ですけど条件は良いところだと思うんですけど、ずいぶん値段安く設定されているんですけど何か理由があったのか。
- 事務局（嶋田）
渡し人が処分したいということで受け人に買ってくれと話があったようですので金額が安くなっていると思われます。
- 議長（会長）
渡し人と受け人の合意とはいえ条件が悪いわけでもないので、このような案件が来た時は事務局の方でも売り主のほうに何か。
- 押野委員
はい。439 番の受け人 81 歳は耕作するのでしょうか。
- 事務局（嶋田）
はい耕作されます。ご本人だけでなく娘さんご夫婦とお孫さんも将来的に農業を引き継ぐということで面積拡大されるようです。
- 奥山会長代理
440 番はうちで耕作している田んぼの間で条件の良いところだったので。
- 議長（会長）
双方の合意とは言えなかなか農地の価値を下げてて、本当に誰も手をつけないようなところだったら致し方ないと思うけど、まずこれから無償でもいいからというのが多分出てくると思うので、皆さんの方に相談があったら、買ってくれる人がいるようなところだったらそれなりの対応をしていただきたいと思います。それでは議第 8 号このように決定したいと思います。それでは総会の方は終了いたします。

午後 2 時 46 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 3 月 25 日

河北町農業委員会総会議長 _____

河北町農業委員会総会議事録署名委員 _____

河北町農業委員会総会議事録署名委員 _____